

4 水管第 542 号
令和 4 年 5 月 24 日

水産政策審議会 会長
田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の一部改正(まあじ、まさば及びごまさば太平洋系群並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の別紙 2 の変更等)等について(諮問第 387 号)

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙 1 のとおり改正したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、改正後は、まあじ並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の漁獲可能量に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分及び留保からの配分等について、別紙 2 の取扱いとしたいので、漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第11 添付書類の省略</u> <u>法第21条の漁獲割当割合の移転及び法第22条の年次漁獲割当量の移転に係る申請の手続において申請書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請の手続において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないとき（同一管理年度中に変更がないときに限る。）は、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第63条第2項の規定により、その添付を省略することができる。ただし、農林水産大臣は、特に必要があると認められるときは、当該添付すべき書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>第12 その他 （別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。 1 くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理</p>	<p>（新設）</p> <p>第11 その他 （別紙2-1 くろまぐろ（小型魚）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。 1 くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可</p>

漁獲可能性を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入しない。)

2 くらまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能性の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能性を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

3 くらまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

エネルギーを超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入しない。)

2 くらまぐろ(小型魚)かじき等流し網漁業等

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能性の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能性を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

3 くらまぐろ(小型魚)かつお・まぐろ漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能性の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能性を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)~(5) (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中(②に規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能性の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能性を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

第8・第9 (略)

(別紙2-5 まあじ)

第1~第4 (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能性の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能性を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 (略)

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1)~(5) (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能性の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能性を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

第8・第9 (略)

(別紙2-5 まあじ)

第1~第4 (略)

- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。
- 1 まあじ大中型まき網漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
- 2 まあじその他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により

- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。
- 1 まあじ大中型まき網漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
- 2 まあじその他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当

- 5 -

- より当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
- 1～3 (略)
- 4 国の留保からの配分について
- (1)・(2) (略)
- (3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）
- 第8・第9 (略)
- (別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)
- 第1～第4 (略)

- 当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
- 1～3 (略)
- 4 国の留保からの配分について
- (1)・(2) (略)
- (3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）
- 第8・第9 (略)
- (別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)
- 第1～第4 (略)

- 6 -

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当て割合の申請期限
漁獲割当て割合の設定を行おうとする最初の管理年度の9月15日

② 漁獲割当て割合を設定する日
漁獲割当て割合の設定を行おうとする最初の管理年度の10月15日まで

③ 漁獲割当て割合の有効期間
一管理年度の期間

④ 漁獲割当て割合の設定基準
ア (略)
イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当て割合の設定を行おうとする管理年度の前管理年度3月末日までの5年間をいう。以下この別紙において同じ。）のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)④の水域における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当て量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等
当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当て割合の申請期限
9月15日

② 漁獲割当て割合を設定する日
10月15日まで

③ 漁獲割当て割合の有効期間
一管理年度の期間

④ 漁獲割当て割合の設定基準
ア (略)
イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当て割合の設定を行おうとする管理年度の前管理年度3月末日までの5年間をいう。以下この別紙において同じ。）のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当て量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関

- 7 -

の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当て割合を設定するものとする。

ウ 次の(7)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当て割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(7) (a)及び(b)を合計した割合（小数点第7位以下を切捨てたものとする。）

(a) 15パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当て割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 85パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当て割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間の(1)④の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の平均の漁獲量（基準期間の各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における漁獲量（漁獲量が0の場合を含む。）のうち、最大のものと最小のものを除いた合計値を、3で除して得た値）に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合

エ ウ(7)(b)の漁獲量について、次の(7)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(7)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(7) 基準期間の開始日以降漁獲割当て割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大中型まき網漁業の

する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当て割合を超えない範囲内で配分するものとする。

ただし、次の(7)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(7)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(新設)

(7) 当該船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各

- 8 -

許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値

- (4) 基準期間の開始日以降漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量を加えた数量）
- (7) 当該船舶によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該試験操業が基準期間

年の11月1日から翌年3月末日までの期間におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該許可の日前の従前の許可に係る船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値

- (4) 当該船舶が基準期間に法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該起業の認可の日前の従前の許可に係る船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の確認を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の当該船舶の漁獲量を加えた数量）
- (7) 当該船舶によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の確認を受けたものである場合にあっては、当該試験操業が基準期間

中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値

- ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格
大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は起業の認可（許可省令第2条第7号に定める動力漁船によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善若しくは漁業の復興を目的に試験操業を行うに際し見合いとした許可又は起業の認可を除く。）のうち、操業区域に北部太平洋海区（太平洋の海域のうち千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における水域をいう。）を含むものに限る。）を受けた者又は当該試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けた者
- ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
毎管理年度の10月15日まで
- ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
- ⑧・⑨ （略）
- 2 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可の日前の従前の許可に係る船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値

- ⑤ 漁獲割当割合設定者の資格
大中型まき網漁業の許可（当該許可の操業区域に北部太平洋海区（太平洋の海域のうち千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における水域をいう。以下この別紙において同じ。）を含むものに限る。）を受けた者及び許可省令第2条第7号に定める動力漁船によりまき網を使用して北部太平洋海区において収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の確認を受けた者
- ⑥ 年次漁獲割当量を設定する日
10月15日まで
- ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限
まさば及びごまさば太平洋系群を陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）
- ⑧・⑨ （略）
- 2 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 3 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 3 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① (略)
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 11 -

- 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
- (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
- ① (略)
- ② 大臣管理区分については、漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度までの3年間の各管理年度の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）並びに第5の2のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に比例配分する。
- ③ (略)
- (2)・(3) (略)
- 2～5 (略)
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第8・第9 (略)

- 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
- (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
- ① (略)
- ② 大臣管理区分については、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの各年（7月から翌年6月まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）並びに第5の2のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に比例配分する。
- ③ (略)
- (2)・(3) (略)
- 2～5 (略)
- 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項
- 1 (略)
- 2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。
- (1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）
- 第8・第9 (略)

- 12 -

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第1～第4 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。)は算入しない。)

2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- 13 -

ア 当該管理年度中(イに規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者(数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。)の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中(②に規定する期間を除く。)

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1～3 (略)

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 (略)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

- 14 -

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）
第8・9 （略）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）
第8・9 （略）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

漁獲可能量の変更に係る配分及び留保からの配分について (まあじ並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

1 背景

- (1) まあじ並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群等の一部の特定水産資源については、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、国の留保枠を設け、必要に応じて追加配分を行っている。
- (2) それら特定水産資源のうち、ずわいがに日本海系群A海域及びまいわし対馬暖流系群については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）において、数量明示での配分を受けている関係者間で合意が整えば、当該合意に基づく国の留保からの配分を可能とする旨が規定されている。また、これに伴う配分数量の変更については、あらかじめ審議会の意見を聞いた上で、審議会に事後報告で対応できることとされている。
- (3) 今般、まあじ並びにまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について、数量明示での配分を受けている島根県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び大中型まき網漁業から、関係者間の合意に基づく国の留保からの配分を可能とする旨の規定を、資源管理基本方針に新たに設けるよう要望があった。

2 今後の取扱い

別紙1の改正後、数量明示での配分を受けている関係者間で合意があり、当該合意に基づく国の留保からの配分を行う場合、当該配分に伴う数量の変更については、審議会には事後報告で対応できることとする。

3 配分数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した数量を遅滞なく公表する（改正後の漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（改正後の漁業法第15条第6項において準用する同条第4項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、改正後の漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

資源管理基本方針の一部改正について

令和 4 年 5 月
水 産 庁

第 1 今回の改正事項

改正事項 1 : 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 21 条の漁獲割当割合の移転及び同法第 22 条の年次漁獲割当量の移転の申請に係る添付書類の省略を可能とする改正（大臣管理区分に限る。）

改正事項 2 : 「別紙 2 - 5 まあじ」及び「別紙 2 - 16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」について、国の留保からの配分方法を追加する改正

改正事項 3 : 「別紙 2 - 15 まさば及びごまさば太平洋系群」の大中型まき網漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の改正

改正事項 4 : 「別紙 2 - 15 まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量の大臣管理区分への配分の基準の見直し

このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する。

第 2 各改正項目の概要

改正事項 1 から 4 までの概要は、別添のとおり。

第 3 今後のスケジュール

6 月中 官報掲載（官報掲載日からの施行を予定）

【改正事項 1】法第 21 条の漁獲割当割合の移転及び同法第 22 条の年次漁獲割当量の移転の申請に係る添付書類の省略について（大臣管理区分に限る。）

法第 21 条の漁獲割当割合の移転（以下「割合移転」という。）及び同法第 22 条の年次漁獲割当量の移転（以下「数量移転」という。）の申請時には、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項に掲げる書類を添付しなければならないとされている。

当該添付書類について、同一管理年度において法又はこれに基づく命令の規定により提出済の場合には、その提出時点から変更のないものが多いことから、規則第 63 条第 2 項の規定により添付書類を省略できる規定を設ける。割合移転及び数量移転申請時に係る添付書類を省略することが可能となる具体例は次の(1)及び(2)のとおり。

(1) 割合移転申請時の添付書類について

割合移転は、次の移転事由に該当する場合であって、農林水産大臣の認可を受けたときに限り、移転をすることができる（法第 21 条第 1 項）。

- ア 船舶等とともに当該船舶等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合（法第 21 条第 1 項）
- イ 複数の船舶等について漁獲割当割合の設定を受けている場合であって、当該船舶等の中で漁獲割当割合の移転をする場合（規則第 9 条第 1 号）
- ウ 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を使用することを廃止し、当該漁獲割当割合設定者の使用する他の船舶等に当該漁獲割当割合の移転をする場合（規則第 9 条第 2 号）
- エ 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等が滅失し、又は沈没したため、当該漁獲割当割合設定者の使用する他の船舶等に当該漁獲割当割合の移転をする場合（規則第 9 条第 3 号）
- オ 漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を借り受け、又はその返還を受けることにより当該船舶等を使用する権利を取得する者に当該漁獲割当割合を譲り渡す場合（規則第 9 条第 4 号）

これらの移転事由のうち、ウからオまでのいずれかに該当する場合には法第 45 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに基づく大臣許可漁業の許可の申請（以下「許可申請」という。）を行うこととなる。

割合申請時の添付書類は許可申請時の添付書類と重複するものが多く、また一般には許可申請が割合申請よりも先に行われることから、割合移転申請時の添付書類のうち、同一管理年度における許可申請時の添付書類と重複し、かつ許可申請時から変更がないものについては省略できることとなる。

(2) 数量移転申請時の添付書類の省略について

数量移転は、同一管理年度に複数回行う船舶等があることが見込まれる。同一管理年度においては、必要な添付書類に変更がないことが多いことから、数量移転申請時の添付書類のうち、同一管理年度における数量移転申請時の添付書類と重複し、かつ当該数量移転申請時から変更がないものについては省略できることとなる。

【改正事項 2】資源管理基本方針の、「別紙 2-5 まあじ」及び「別紙 2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」について、国の留保からの配分方法を追加する改正

漁獲可能量（以下「TAC」という。）による管理を行う特定水産資源の「別紙 2-5 まあじ」及び「別紙 2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については、TACを都道府県及び大臣管理区分に配分するとともに、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、国の留保枠を設けている。

国の留保枠は都道府県や大臣管理区分に配分されることになるが、今般、「別紙 2-5 まあじ」及び「別紙 2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」について数量明示での配分を受けている島根県、山口県、長崎県、鹿児島県及び大臣管理区分の大中型まき網漁業から、数量明示での配分を受けている都道府県と大臣管理区分間で合意が整えば、当該合意に基づく国の留保からの配分を可能とする規定を設けるよう要望があった。

当該要望は、当該都道府県及び大臣管理区分間での合意を形成する体制が整ったことを前提としており、TAC管理に柔軟性を持たせるために有益な仕組みとも考えられるため、現行の配分方法に加え合意に基づく配分方法を追加することとする。

【改正事項3】資源管理基本方針の、「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」の大中型まき網漁業における漁獲割当てによる管理に係る規定の改正

「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」については、令和3管理年度（令和3年7月～令和4年6月）より、大中型まき網漁業が操業する一部の海域・時期（毎管理年度11月1日から翌年3月末日まで）を対象とする大臣管理区分において、漁獲割当てによる管理を行っており、当該管理の手法等は「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」第5の1の(2)に定めている。

本管理区分における漁獲割合の有効期間は「一の管理年度の期間」としているところ、本年10月には改めて漁獲割当割合を設定することとなることから、既存の管理の手法等の規定における漁獲割当割合の設定基準や漁獲割当割合設定者の資格の見直し等を行う。具体的には次の(1)から(3)までのとおり。

(1) 法第17条第3項に基づく漁獲割当割合の設定基準について

本管理区分での漁獲割当割合の設定基準は、申請のあった漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合と100パーセントを超える場合とで定めているが、後者について設定基準の明確化を図る。

具体的には、申請のあった漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、次のア又はイのいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

ア 次の(ア)及び(イ)を合計した割合（小数点第7位以下を切り捨てたものとする。）

(ア) 100パーセントのうち15パーセントについて

申請のあった船舶（0パーセントで申請した船舶を除く。）の総数で除して得た割合を当該船舶に配分する。

(イ) 100パーセントのうち85パーセントについて

申請のあった船舶（0パーセントで申請した船舶を除く。）ごとの基準期間（注1）の本管理区分の水域（注2）におけるまさば及びごまさば太平洋系群の平均の漁獲量（注3）に応じて按分して得た割合。

（注1）漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前管理年度3月末日までの5年間

（注2）太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。）のうち、北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋崎灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、千葉県南房総市野島崎灯台正南の線以東の水域

（注3）基準期間の各年11月1日から翌年3月末日までの期間における漁獲量（漁

獲量が0の場合を含む。)のうち、最大のものと最小のものを除いた合計値を、3で除して得た値。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

(2) 廃止代船又は沈没代船により漁業の許可を受けた場合の漁獲実績について

本管理区分では、法第45条第2号の廃止代船又は第3号の沈没代船(以下「代船」という。)による漁業法第36条の許可を受けた船舶で漁獲割当割合の申請を行った場合であっても、代船前の船舶で漁獲した漁獲量を漁獲割当割合の設定に当たって考慮する規定(以下(2)において「本規定」という。)を設けている(「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」第5の1の(2)の④のイの(ア)及び(イ))。当該規定について、主に次のア及びイの見直しを行う。

ア 適用する期間の拡大

本規定が適用される期間は、漁獲割当割合の申請を行った船舶が基準期間内に代船を行った場合に限られているが、基準期間後から漁獲割当割合の申請日までの期間に代船を行った場合には、当該代船後の船舶の漁獲量が考慮され当該代船前の船舶の漁獲量は考慮されないこととなる。そのため、申請のあった船舶が基準期間後から漁獲割当割合の申請日までの期間に代船を行った場合にも本規定を適用することとする。

イ 適用する船舶の拡大

本規定が適用される船舶は、漁獲割当割合の申請を行った船舶が基準期間内に代船を行った場合に限られているが、当該船舶が法第45条第1号又は第4号に基づく法第36条の許可を受けている場合であっても、基準期間から当該許可を受けるまでの間に代船を行っている可能性がある。そのため、申請のあった船舶と同一の許可番号を有する船舶にも本規定を適用することとする。

(3) 漁獲割当割合設定者の資格の追加について

本管理区分における漁獲割当割合設定者の資格は、「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」第5の1の(2)の⑤において、

- ・ 大中型まき網漁業の許可を受けた者
- ・ 試験操業を行うことについて農林水産大臣の確認を受けた者

に限定しているが、何らかの理由(船の沈没等)により、漁獲割当割合の設定を申請するタイミングで法第38条の起業の認可を受けている場合も想定されることから、起業の認可を受けた者であっても漁獲割当割合の設定を受けられるようにする。

【改正事項4】「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量の大臣管理区分への配分の基準の見直し

「別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群」のTACの都道府県及び大臣管理区分への配分の基準は、同別紙第6の1の(1)で次のとおり定めている。

- ア 漁獲可能量からの国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。
- イ 大臣管理区分については、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの各年(7月から翌年6月まで)の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、「まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)」及び「まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲量の総量の管理を行う管理区分)」に比例配分する。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

このうち、大臣管理区分間での配分基準を定めるイについては、令和4管理年度(令和4年7月1日から令和5年6月末日まで)において平成30年(2018年)から令和2年(2020年)までの各年(7月から6月まで)の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いることから、当該漁獲実績の期間の更新に係る改正を行う。